	少数株主利益				―	―	―
	税引後当期純利益						
経営指標（%）	当期利益ＲＯＥ（＝税引後当期純利益／純資産）				―	―	―
	当期利益ＲＯＡ（＝税引後当期純利益／総資産）				―	―	―

（記載上の注意）

1　上記により記載が必要とされる指標に加えて、参考として関連する指標等を記載することができる。

2　事業再構築後の内容により、適宜必要な修正をして記載すること。

3　事業年度末の計数を記載すること。

4　機械化関連費用については、リース等を含む実質ベースで記載すること。

（別表２）（配当に関する事項）

		年　月末実績	年　月末実績	年　月末実績／実績見込み	年　月末見通し	年　月末見通し	年　月末見通し
配当可能利益							
配当金総額							
	普通出資配当金				―	―	―
	優先出資配当金（公的資金分）						
	優先出資配当金（民間調達分）				―	―	―
１口当たり配当金（普通出資）					―	―	―
１口当たり配当金（優先出資）					―	―	―
配当率（普通出資）					―	―	―
配当率（優先出資、公的資金分）					―	―	―
配当率（優先出資、民間調達分）					―	―	―
配当性向					―	―	―

（記載上の注意）

1　「公的資金分」とは、法附則第11条第３項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより買取りを行う信託受益権等に係る優先出資に対して行うものをいう。

2　事業再構築後の内容により、適宜必要な修正を行うこと。

様式第十一（附則第30条関係）　（日本工業規格Ａ４）

協同組織金融機能強化方針

年　月　日提出

（提出者）主たる事務所の所在地

名　称

代　表　者　役職・氏名　印

金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第22条第１項の規定に基づき、協同組織金融機能強化方針を次のとおり提出します。

記

第１　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項

第２　第１の方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針

第３　申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項

第４　取得優先出資の払込金又は取得貸付債権の借入金に係る勘定と他の勘定との区分経理に関する事項

第５　収益の見通し

第６　法附則第22条第１項の規定により法第34条の２の申込みに係る協同組織中央金融機関等の剰余金の処分の方針

第７　法第34条の２の申込みに係る協同組織中央金融機関等の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（記載上の注意）

１．一般的事項

⑴　以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。

⑵　協同組織金融機能強化方針が公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、協同組織金融機能強化方針に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど可能な範囲内で記載事項の充実に努めること。

２．提出者

提出者の欄においては、協同組織金融機能強化方針を提出する協同組織中央金融機関等の代表者が記名押印又は自ら署名すること。

３．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項

⑴　「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針」については、例えば、申込みに係る資金の活用方法を含む特別関係協同組織金融機関等における中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針について記載すること。

⑵　「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策」については、「協同組織金融機関等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための指導体制の整備のための方策」及び「協同組織金融機関等による担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」をそれぞれ具体的に記載すること。

⑶　「協同組織金融機関等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための指導体制の整備のための方策」については、例えば、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための協同組織金融機関等に対する経営指導に係る体制の強化のための方策について記載すること。

⑷　「被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策」については、例えば、被災者に対する貸付条件の変更等の支援、被災者の事業・生活の再建に向けた資金需要に対応するための信用供与など、東日本大震災からの復興に資する多方面にわたる支援に係る取組を具体的に記載すること。

⑸　「その他地域における経済の活性化に資する方策」については、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の協同組織金融機関等の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」をそれぞれ具体的に記載すること。